## ●基本戦略の名称

| 名　称 | 安心快適な暮らし広がる長崎県<br>9．快適で安全･安心な暮らしをつくる |
|---|---|

**評価対象事業延べ件数**

| | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 141件 | 31年度の方向性 | 6 | 55 | 2 | | | 5 | 73 |
| | | 4% | 39% | 1% | | | 4% | 52% |

施策：（1）しまや過疎地域等の活性化と持続可能な社会の基盤づくり

事業群：①地域の底力を活かした特色ある地域づくりへの支援

事業群：③過疎・半島地域の活性化

事業群：⑥市町の行財政基盤の強化

**評価対象事業件数**

| | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8件 | 31年度の方向性 | | 3 | | | | 4 | 1 |
| | | | 38% | | | | 50% | 12% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 振興局活動推進費（県北プロジェクト） | 地域づくり推進課 | 佐賀県及び関係自治体、団体等と連携し、地域共有の資源である「やきもの」を中心に地域の魅力等を広く発信し、誘客に向けた周遊対策などに取り組んだ。 | 終了 | 成果・実績の検証により、改善すべき点を洗い出し、さらなる誘客促進や政策間連携を行うなど、より成果に結びつく取組となるよう、佐賀県及び関係自治体、関係団体との連携や情報共有を十分に図りながら取組を推進していく。<br>本事業は本年度をもって終期を迎えるが、佐賀・長崎両県に跨る８市町の連携事業のため、これまで両県主導により実施する中で、地域主導による持続性・継続性のある取組となるよう進めてきたが、まだ十分とは言えないことから、31年度以降も、関係自治体・団体等との連携を密にし、誘客につながる着地商品の更なる磨き上げや掘り起こしを行いながら、収益事業の検討・定着を図っていくとともに、今後の事業推進体制等の検討・構築を進めていくことにより、地域による自走化を図っていく。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 振興局活動推進費（県央プロジェクト） | 地域づくり推進課 | 諫早湾干拓について、地域住民が身近に親しむ機会（学ぶ･遊ぶ･観る･使う）を創出するために、見学会、諫干まつり等のほか、新たにスケッチコンクールや写真コンテストを開催するなど各種イベントを実施した。 | 終了 | 諫早湾干拓地の利活用を促進するため県が先行プロジェクトとして「『いさかん』魅力発見！プロジェクト」を実施してきたことにより地域資源としての認識が進んだが、まだ十分とは言えないため、本事業は平成30年度で終了だが、平成31年度も引き続き、県が先導的に取組を進めつつ、地元に引き継いでいけるよう「諫早湾干拓にぎわい創出事業検討協議会」で検討を行っていく。 |
| 21世紀まちづくり推進総合支援事業費 | 地域づくり推進課 | 交流人口の拡大、地域課題の解決、資源の活用による地域の活性化を推進するため、市町等地域が取り組む観光振興、地域間交流、景観整備等のまちづくりの事業に対し支援した。<br>※H29から所管補助金については関係3課ごとに予算計上 | 終了 | 現行制度に基づく支援は本年度をもって終了する。本事業群の成果指標「地域の特色を活かした地域振興に対する満足度」に結びつくよう、本課が推進する集落維持・活性化や移住・定住に係る取組を充実するなど次年度に向けて検討していく。 |
| 21世紀まちづくり推進総合支援事業費 | 観光振興課 | | 改善 | 引き続き真に「観光地づくり」に繋がる実効性の高い事業を優先的に採択していくとともに、県内の観光地域づくりのモデルケースとなりうる、地域が主体的に取り組む実現可能性の高いまちづくり構想等に対する集中的な支援についても検討する。 |
| 21世紀まちづくり推進総合補助金（美しい景観形成推進事業） | 都市政策課 | | 改善 | 現在、景観計画を策定していない市町については、厳しい財政状況が課題の一つとなっていることから、市町への財政支援の一助として今後も本事業を継続することで、景観計画策定を促す必要がある。また、地域景観の核となる個性的で魅力的な景観を形成する景観資産を保全・修景することにより、長崎らしいまちづくりの取組を支援し、美しい景観を形成する要素となる屋外広告物（違反広告物）の是正にも活用できるよう検討する。 |
| 小さな楽園プロジェクト費 | 地域づくり推進課 | 自発的に生活サービス支援及び活性化策に一体的に取り組み、持続的な仕組みづくりを行う地域に対して、市町を通じて支援を行った。<br>併せて、「小さな拠点」づくりの普及啓発やアドバイザーの派遣等の支援を行った。 | 改善 | 「小さな拠点」づくりの全県下展開に向けて、他部局との連携・協働化を進め、担い手人材の育成や市町行政職員向けの研修など人材育成面を強化することで、市町と地域住民が主体となった計画づくりや組織づくりを促し、ネットワークの構築も図りながら集落維持対策に向けた動きを加速化させる。 |
| 半島振興推進費 | 地域づくり推進課 | 半島振興対策実施地域の振興を図るには、国の財政措置等の充実が不可欠であるため、県内外の関係団体と連携し、要望活動を実施した。 | 現状維持 | 今後も継続して、本県の実情等を踏まえた具体的な要望・提案を国に対して行っていくとともに、国の補助金等を活用した半島活性化の新たな取組の検討を行っていく。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 合併･新市町支援事業費 | 市町村課 | 合併市町（佐世保市）が実施した「相浦地区複合施設整備」事業等に対して、新長崎県合併市町支援特別交付金65,000千円を交付した。 | 終了 | 本事業は、平成30年度をもって終了する。<br>（平成30年度交付予定額11,700千円） |

## 事業群：②しまの活性化

**評価対象事業件数**

| 7件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2 | | | | | 5 |
| | | | 29% | | | | | 71% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 国境離島創業･事業拡大等支援事業費 | 地域づくり推進課 | 特定有人国境離島地域における創業･事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援した。 | 現状維持 | 平成30年度は、県全体で153件、310人と多くの雇用が見込まれており、引き続き関係市町と連携しながら、新たな事業の掘り起こしや人材の確保、フォローアップ等を行い、雇用の場の創出に努め、離島の活性化を図っていく。 |
| 「長崎しま雇用･しま人材確保」促進事業費 | 地域づくり推進課 | 特定有人国境離島地域を対象とした国の交付金事業のうち、雇用機会拡充事業における島外からの事業者の掘り起こしと人材確保を図るため、都市部において創業･起業セミナーを開催し、離島での事業展開を促すとともに、人材確保についても、都市部において、採択事業者と求職者の企業面談会を実施する。 | 改善 | 都市部での創業・事業拡大セミナーや企業面談会の開催時期、実施方法、実施体制の見直しを行い、雇用機会拡充事業について、更なる島外からの事業者の掘り起こしや採択事業者の人材確保を図っていく。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| しまの地域商社構築事業費 | 地域づくり推進課 | 特定有人国境離島市町の地域商社が行う首都圏等での販路開拓活動に対し、県がサポート及び環境整備をすることにより、各市町の地域商社の事業を加速させ、産業の活性化を図った。 | 改善 | 加工品の販路拡大を図るため、雇用拡充事業等を活用した生産の拡大、高価格でも売れる商品の開発等に取り組むとともに、新たに大手量販店等との連携に取り組むことにより、更なる販路拡大を図っていく。また、「国境離島」の認知度を向上させ、更なる離島産品の販路拡大を図るため、全国の国境離島都道県との連携を推進していく。<br>平成２９年度から実施している県の支援体制について検証を行うとともに、各地域商社の実情に即した支援のあり方について検討を行っていく。 |
| 国境離島輸送コスト支援事業費 | 地域づくり推進課 | 特定有人国境離島地域の本土からの遠隔性に起因する不利条件性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図り雇用を拡充する観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料等の輸送に係る費用を、市町経由で事業者に1/10支援した。 | 現状維持 | 引き続き、関係市町と連携しながら、輸送コストを支援し、条件不利性を緩和するとともに、農水産業の振興を図っていく。 |

## 事業群：④しまや過疎地域の教育の活性化に向けて、地域と協働した県立学校の魅力化

**評価対象事業件数**

| 2件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | | | | | 1 | |
| | | 50% | | | | | 50% | |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 高校生の離島留学推進事業 | 高校教育課 | 宿泊体験参加者の約8割が離島留学に志願するなど、高い効果が期待できることから、実施組数の増など拡充を行った。また、在校生が主体的に企画･運営する取組を行い、各コースの魅力を中学生等に広く発信することで、コースへの関心を喚起するよう努めた。新たに五島南高校、奈留高校の2校においても離島留学を開始するため、平成30年度入学者の募集にかかる広報活動を行った。 | 拡充 | 平成31年度においては、宿泊体験の充実や広報専任コーディネーターの継続配置を行うとともに、離島留学生が安心して生活できるような受入体制を整備するため、壱岐高校への専任職員の配置を検討する。 また、五島南高校及び奈留高校において安定した生徒募集が可能になるような体制づくりを進めるとともに、引き続き、島外からの生徒募集のための広報など、必要な取組を実施していく。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 離島地区小規模校の魅力化「アイランド・チャレンジ」事業 | 総務課 | 平成29年度は、1学年2学級以下の離島の小規模な高校5校を対象に、「魅力化推進協議会」において、地元高校の魅力化事業推進計画書の策定に向けた協議を行った。策定された事業推進計画書については、県教育委員会に設置する「事業検討委員会」による指導・助言がなされ、計画の実現に向けて県教育委員会と地元市町が協働して取り組んだ。 | 終了 | 活動指標及び成果指標の達成状況については順調である。平成３１年度以降については、該当校の魅力化に向けて、魅力ある学校づくりの研究指定を行うほか、取組を継続させる方法について検討する必要がある。 |

## 事業群：⑤人口減少に対応したまちづくりの推進

| 評価対象事業件数 | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3件 | ３１年度の方向性 | | | | | | | 3 |
| | | | | | | | | 100% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 都市対策費（基礎調査） | 都市政策課 | 社会経済情勢の変化等に対応し、適切な都市計画の見直しを行うため、都市計画区域について、人口や産業、土地利用などの現状と見通しについて調査を行った。（H28：1市、H29：1市） | 現状維持 | 都市計画基礎調査については、都市計画の見直しを行うために必要な基礎資料が得られており、調査結果に基づいた都市計画の変更の有無の判断が適切に実施できている。法に定められた調査項目を実施しており、現行以上の少ない業務量で成果を得る手法はないと判断される。 |

## 施策：（２）犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進

## 事業群：①安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりの推進

## 事業群：④組織犯罪対策の推進

## 事業群：⑤国際テロ対策等の推進

| 評価対象事業件数 | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10件 | ３１年度の方向性 | | 7 | | | | | 3 |
| | | | 70% | | | | | 30% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 地域安全活動推進事業 | 生活安全企画課 | 県民、事業者、行政等が協働し、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの設置拡充などにより、犯罪の起きにくい社会づくりを推進した。 | 改善 | 平成29年中の刑法犯認知件数は、14年連続で減少するとともに戦後最少を更新するなど、取組の成果が見られるものの、子供又は女性を対象とする声掛け事案や性犯罪、高齢者を中心に幅広い年齢層に被害が及ぶ特殊詐欺等の犯罪が後を絶たず、県民及び事業者等に対して被害防止に向けた継続的な取組が必要であるため、県内の犯罪情勢を分析した上で効果的な対策を推進していく。 |
| 少年非行防止対策事業 | 少年課 | 「非行少年を生まない社会づくり」を目指し、規範意識醸成を図るため、児童･生徒に対する非行防止教室や再犯のおそれのある少年に対する立ち直り支援活動等を推進した。 | 改善 | 「安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくり」を推進し、将来にわたって犯罪抑止の基盤を確立するためには、少年世代を対象とした非行防止教室、立ち直り支援活動等の少年非行防止対策事業は不可欠なものである。今後、少年の非行情勢に応じ、非行の傾向を分析して関係機関や団体、ボランティア等と連携を図りながらより効果的な手法を取り入れた防犯講話や立ち直り支援活動を推進していく。 |
| サイバー犯罪対策推進事業 | 警務課 | サイバー犯罪の捜査を推進したほか、県内の行政機関、インフラ事業者等を訪問し、サイバー空間における最新の脅威に対するセキュリティ強化について防犯指導を行った。また、県内の高校生等に対してインターネットやＳＮＳを利用する上での注意点等に関するセキュリティ教育を実施した。<br>さらに、産･学･官の長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定を活用し、セキュリティ意識の向上、人材育成等において連携した活動を実施した。 | 改善 | サイバー犯罪やサイバー攻撃については、IoTの普及などにより、被害の更なる深刻化・多様化が懸念され、一旦被害が生じれば、当事者のみならず、多くの人に影響を及ぼす場合もあることから、平成30年度も行政機関やインフラ事業者等に対して情勢に応じた効果的な指導教養を推進していく。また、左記の「サイバーセキュリティボランティア」について、平成30年度は４つの高校等で実施しているが、平成31年度以降は実施校を増やしていきたい。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 安全･安心まちづくり推進事業 | 交通･地域安全課 | 防犯･交通安全に取り組む県内の事業所等をパートナーシップ事業所として登録するため、企業･団体を直接訪問し、登録を呼び掛けた。<br>そのほか、「安全･安心まちづくり宣言団体」及び「県内一斉防犯パトロール」募集に関しては、市町、自治会等に直接協力を依頼した。 | 改善 | 実状を踏まえた広報啓発活動や長期的視野に立った自主防犯意識高揚のための事業構築などにより、犯罪のない安全・安心なまちづくりをより効果的に推進していく。 |
| 道路照明灯（防犯灯）整備事業 | 道路維持課 | 夜間に発生する犯罪を未然に防ぐため、県が管理する国道･県道において関係市町と連携し、防犯灯の設置を行った。 | 改善 | 犯罪発生の防止に向けて、整備区間及び未整備区間において、県や市町の道路管理者及び地元住民等と再度の現地確認を実施し、防犯灯整備効果を更に高めるための計画の検証を実施する。 |
| 犯罪被害者等支援事業 | 交通･地域安全課 | 各種広報媒体（新聞、広報誌、ホームページ）等を活用した広報やイベントにおいて、県警等関係機関･団体との協働による広報に加え、中高生全生徒を対象に携帯カードを配付して10代へのサポートながさきの周知を行った。 | 改善 | 平成28年４月１日に開設した性暴力被害者支援「サポートながさき」の平成29年度の相談対応数が対前年度比で約30%増加しているなど、性暴力被害者支援を含む犯罪被害者等支援全般に対する県民のニーズの高まりが認められる。このような実情を踏まえ、潜在化しやすい性暴力被害者を始めとする犯罪被害者等を確実に支援につなげていくため、「サポートながさき」の相談・支援体制の強化及び犯罪被害者等支援全般に関する広報啓発の強化を推進していく。 |
| 暴力団総合対策の推進事業 | 組織犯罪対策課 | 平成29年中、長崎県暴力追放運動推進センターと連携して企業や行政機関に対する不当要求防止責任者講習を目標より多く開催し、930人が受講した。<br>相談窓口の広報を行い、相談所を常時開設することにより、県民や企業･行政関係者が相談しやすい環境を作り、相談を促進することで被害申告を促し、積極的に事件化した。 | 改善 | あらゆる機会を活用して各事業者、各自治体単位における不当要求防止研修会等の開催を促し、一人でも多くの県民に講習を行い、暴力団排除の裾野を広げる。 |
| 薬物乱用対策費 | 薬務行政室 | 薬物乱用による危害を広く県民に周知するため、学校における薬物乱用防止教室を始め各種広報啓発活動を行った。 | 現状維持 | 薬物事犯は後を絶たないため、関係機関と連携し、より早い段階から薬物に対する正しい知識の普及を図り、薬物乱用を断る固い意志を身につけさせるため、今後も継続して若年層を中心とした啓発活動を実施していく。 |

## 事業群：②交通安全対策の推進

| 評価対象事業件数 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
| | | 1 | 5 | | | | | 4 |
| | | 10% | 50% | | | | | 40% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 交通安全教育推進事業 | 交通企画課 | 幼児から高齢者までの各世代に応じた歩行者に対する交通安全教育及び職場･高齢者･若年者･女性･二輪車等の対象に応じた参加･体験･実践型講習を主体とした運転者に対する交通安全教育を実施した。 | 改善 | ・交通事故発生状況の分析結果に応じ、交通安全教育内容を充実させるほか、参加・体験・実践型の講習を関係機関・団体と連携して実施し、より効果的な交通安全教育に取り組むこととしている。<br>・交通事故歴を有する高齢者宅訪問については、その効果を検証し、対象者の選定や訪問指導の内容などについて改善に取り組むこととしている。 |
| 「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業 | 交通･地域安全課 | 高齢運転者を対象とした参加･体験型講習会を県内4か所で開催するとともに、医療機関等と連携した広報啓発活動に取り組んだ。そのほか、高齢運転者･歩行者を対象とした交通安全教育用ＤＶＤ「自ら防ごう 高齢者の交通事故」を制作し、県内全域における効果的･効率的な交通安全教育を実施した。 | 拡充 | 高齢運転者・歩行者を対象とした参加体験型講習会を県内４か所で開催するなど交通安全教育を幅広く実施するとともに、交通事故防止対策に有効な安全運転サポート車の普及啓発や高齢運転者の運転免許自主返納の促進等、増加する高齢運転者の対策を強化拡充し、高齢歩行者対策、一般運転者対策、県民への広報啓発と併せて、総合的な高齢者の交通事故防止対策を実施する。 |
| 交通安全運動推進費 | 交通･地域安全課 | 全国交通安全運動（春･秋）を始め、交通安全県民運動（夏･年末）、交通安全の日（毎月20日）県民運動、高齢者交通安全推進県民運動、飲酒運転追放県民運動、シートベルト･チャイルドシート着用推進県民運動等を県内一円にわたって展開し、市町、関係機関･団体と一体となって交通安全思想の普及徹底を図った。また、6月と11月に交通死亡事故が連続して発生したことにより交通死亡事故多発警報（全県警報）を発令し、県内全域における総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて速やかに交通死亡事故発生の鎮静化を図った。 | 改善 | ・県民一人一人が交通安全に関する正しい知識と交通道徳を身につけることが交通事故を抑止する上で重要であるため、各季の交通安全運動を始め、年間を通じての県民運動を推進して交通安全意識の高揚を図っていく必要があり、本事業を継続していく。<br>また、交通死亡事故が多発した場合、県内全域又は特定地域に警報を発令し、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を講じて速やかに交通死亡事故の鎮静化を図る。<br>・交通死亡事故が多発し、交通の安全確保に著しい不安が生じるおそれがある場合、可能な限り交通死亡事故を減少させるとともに、多発した場合には緊急に対策を講じ、交通死亡事故の抑止を図っていく必要があり、本事業を継続していく。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 交通安全指導員等育成費 | 交通･地域安全課 | ①交通安全に関する街頭指導、安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置している（一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員の指導力の向上を図るとともに、その活動を通じて各地域における交通事故の防止を図った。<br>②市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を県内ブロック別に実施し、交通指導員の指導力向上を図った。 | 改善 | ・交通安全指導員は児童等の交通安全教育、広報活動、街頭指導などの地域社会における歩行者の安全確保・交通安全指導の中核を担っており、交通安全指導員配置後、本県における児童等の交通事故は毎年確実に減少しており、この減少傾向を維持していくためには、交通安全指導員による継続的な指導教育や街頭での交通安全確保が不可欠であり、本事業を継続していく。さらに、交通事故死者数の多くを占めている高齢者を交通事故から守るため、高齢者への交通安全教育・指導を充実させる。<br>・市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を県内ブロック別に実施する。市町が委嘱している交通指導員に対して指導教育を実施することは、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に定められた県の責務であり、また、交通法規など統一的な指導育成を行うことは、 交通指導員の資質の向上及び道路歩行者等の交通事故の抑止のため重要であり、本事業を継続していく。 |
| 交通安全確保業務 | 道路維持課 | 交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った（県央振興局及び県北振興局に嘱託職員を1人ずつ配置）。 | 現状維持 | 平成30年度は、嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。平成31年度以降も、道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。 |
| 交通安全施設整備事業 | 交通規制課 | 交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、視認性に優れた環境に優しいＬＥＤ信号機の整備、バリアフリー対応の信号機･標示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。 | 現状維持 | ・平成31年度においても、道路の新設改良、県民からの要望等による信号機の新設、交通管制システムの高度化及び更新、道路利用者に分かりやすい標識・標示の設置及び維持管理等を推進していく。<br>・信号機、道路標識等の設置・管理による交通規制については、道路交通法第４条において、都道府県公安委員会の権限とされており、道路の新設・改良、地域開発、道路利用者の変化等に伴い、交通環境は毎年変化することから、交通の安全と円滑のバランスに配意しつつ、本事業を継続していく。 |
| 運転免許行政の推進事業 | 運転免許管理課 | ･運転免許新規取得者に対する各種試験や運転免許更新時における更新時講習のほか、一定の病気を保有する者に対する運転適性相談等、運転免許行政全般を適正に実施した。<br>･また、平成29年3月12日の改正道路交通法の施行に伴う高齢運転者対策として運転適性相談を受ける体制を強化するとともに、運転適性相談員に関する広報を行い、該当者に対する臨時認知機能検査･臨時高齢者講習及び臨時適性検査を適正に実施した。 | 改善 | 平成30年度に新たに取り組むこととした施策について、その効果、問題点等を抽出した上で検討を行い、更なる相談しやすい環境作りを推進することとしている。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 交通秩序の維持事業 | 交通指導課 | 交通実態や交通事故発生状況等を分析し、飲酒運転のほか、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性･危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進した。 | 改善 | 平成31年においても、平成30年中の交通事故発生状況の分析結果や県民の要望を踏まえ、取締り場所や時間帯、取締り対象違反などを検討するなどして交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進することとしている。 |

## 事業群：③交通安全確保に向けた通学路等の整備

**評価対象事業件数**

| 2件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 2 |
| | | | | | | | | 100% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 交通安全施設整備事業 | 道路維持課 | 国道･県道の83箇所で小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を行った。 | 現状維持 | 通学路の安全性の確保が求められている状況に変わりはなく、引き続き小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を進める必要がある。 |

## 施策：（３）食品の安全・安心の確保と安全・安心な消費生活の実現

## 事業群：①食品の安全性の確保

**評価対象事業件数**

| 4件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1 | | | | | 3 |
| | | | 25% | | | | | 75% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 県内食品の安全性確保事業 | 生活衛生課 | 安全な食品の流通等を確保し食品による健康被害の発生を防止するために、食品衛生法に基づき、県内食品取扱い施設の監視指導並びに流通食品の検査を実施して基準に適合しない食品を流通から排除することで食中毒の発生を防止した。 | 改善 | 本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止している。毎年度策定している監視指導計画は、前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえての改定後、パブリックコメントを経て策定しており、平成31年度以降も、同様の手法により、監視指導計画の随時見直しを行い事業を継続する。 |
| 食肉衛生検査所運営事業 | 生活衛生課 | 食肉衛生検査所の職員が、と畜場に出向き、食肉となる獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の全頭について、一頭毎にと畜検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判定。食用にできない獣畜のと殺禁止、全部廃棄又は、部分廃棄の行政処分を行った。 | 現状維持 | 「と畜場法」に基づく県が行う義務的事業である。食用に供する獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）は一頭ごとに全てと畜検査を行なわなければ食用にできない。と畜検査を行うと畜検査員は、知事が県職員である獣医師の中から任命することと「と畜場法」に規定されており、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であるため、引き続き事業を継続する。 |

## 事業群：②食品のより高い安全性確保のための食品関連事業者による取組の促進

**評価対象事業件数**

| 2件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2 | | | | | |
| | | | 100% | | | | | |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| HACCP型衛生管理導入促進事業 | 生活衛生課 | 国が予定しているHACCPによる衛生管理の制度化を見据え、全食品関係営業者がスムーズに現行基準から移行できるよう、各保健所毎に対象施設に対するアンケート調査やHACCP導入講習会等を実施した。 | 改善 | 平成32年度にHACCPによる衛生管理の制度化にかかる改正食品衛生法が施行されることから、確実に新制度へ移行できるよう引き続き取組を進めていく。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 食肉･食鳥肉HACCP導入推進事業 | 生活衛生課 | と畜場及び食鳥処理場での処理工程にかかる衛生管理について、HACCPによる衛生管理の義務化を見据え、各種工程の検証や講習会の開催により全てのと畜場（4箇所）及び大規模食鳥処理場（3箇所）へHACCPの導入を支援し、食肉･食鳥肉の安全性を確保する。 | 改善 | 平成31年度においては、と畜場におけるHACCP導入を完了することとしており、導入済施設での検証作業と併せて進めていく。 |

## 事業群：③食品の安全性に関する理解促進

| 評価対象事業件数 | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2件 | 31年度の方向性 | | 2 | | | | | |
| | | | 100% | | | | | |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 食品の安全･安心確保事業費 | 食品安全･消費生活課 | 長崎県食品の安全･安心推進計画に基づき、引き続き、食品の安全確保、信頼確保の取組を推進するとともに、事業の進捗管理を実施した。 | 改善 | より多くの県民に食品の安全性に関する正しい情報を提供し、共通理解と信頼の確保につなげていけるよう、意見交換会等の効果的な実施方法や内容について検討を進める。 |
| 食品の安全･安心対策強化事業費 | 食品安全･消費生活課 | 食品表示法に基づく小売店舗等の一般調査マニュアルに基づき、県内全域の小売店舗等で生鮮食品、加工食品の食品表示について調査及び指導を実施した。 | 改善 | 食品表示法の施行により、食品表示については、平成32年3月までに新基準によることとされていることから、食品関連事業者が期限までに新基準による適切な食品表示に切換えができるよう、食品関連事業者からの相談に対して適切に対応するとともに、県内各地において新基準による食品表示に係る説明会を実施する。 |

## 事業群：④消費生活苦情相談の実施

| 評価対象事業件数 | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2件 | 31年度の方向性 | | 2 | | | | | |
| | | | 100% | | | | | |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 消費生活苦情相談推進費 | 食品安全･消費生活課 | 消費生活トラブルに関する県民からの苦情相談に対して、助言、斡旋、情報提供などを行い、消費者の利益の擁護と被害の救済、未然防止を図るとともに、消費者の消費生活に関する知識の普及に努めた。 | 改善 | 社会経済情勢の動向により変化する消費者トラブルを適切に解決するため、専門分野の相談業務研修や他県との相談事例研究など、有意義な研修等への参加などにより、県専門相談員の相談対応能力の更なる向上を図るとともに、市町相談員の斡旋対応能力を向上させるため、市町相談業務への助言、指導も併せて行っていく。 |
| 消費者行政活性化事業費 | 食品安全･消費生活課 | ①市町の消費生活センターや消費者相談窓口の維持･拡充、相談員の研修、市町支援相談員による指導を実施し、市町の消費者行政の強化を図った。<br><br>②消費者の利益擁護を図るため、事業者の不当行為に対し差止請求ができる「適格消費者団体」の認定を本県で目指すNPO法人を支援した。 | 改善 | 国の地方消費者行政強化交付金を活用した市町専門相談員のレベルアップのための研修参加支援、研修会の開催、市町支援相談員の訪問指導による市町の相談機能の強化を図っていく。<br>また、適格消費者団体への認定を目指す団体への活動支援を引き続き実施していく。 |

## 事業群：⑤高齢者等の消費者トラブルの未然防止・拡大防止

| 評価対象事業件数 | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3件 | 31年度の方向性 | | | | | | | 3 |
| | | | | | | | | 100% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 消費者行政活性化事業費（行政と警察のコラボによる消費者被害防止事業分） | 食品安全･消費生活課 | 警察の協力による臨戸訪問やハガキでの直接的な注意喚起、さらには啓発講座や街頭キャンペーンの共同開催による効果的な啓発を行うことにより、悪質商法や特殊詐欺による被害防止を図った。 | 現状維持 | 戸別訪問による啓発活動は、消費者トラブルに関する情報弱者対策として現在のところ最も効果的なものの一つであり、高齢者の消費者被害の未然防止のために継続して実施したい。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 規格表示危害防止等適正化推進事業費 | 食品安全･消費生活課 | 不当な表示による消費者被害を防止し、消費者の適正な商品選択の確保を図るため、立入検査を実施し、適正な指導を実施した。 | 現状維持 | 本事業は不当景品類及び不当表示防止法などに基づき県が調査・指導等を行っているものである。県内全域にわたり製品の安全性に関する表示の有無を確認するとともに、法改正に伴う事業者説明を行うなど一定の成果が出ている。<br>今後とも製品表示の適正化や消費者被害の未然防止・拡大防止のために、必要な事業者指導を行う必要がある。 |
| 貸金業対策指導費 | 食品安全･消費生活課 | 県登録貸金業者に対する立入検査を実施し、適正な指導を実施した。 | 現状維持 | 本事業は貸金業法に基づき県が検査・指導等を行っているものである。<br>平成22年6月に施行された改正貸金業法では、業者に金利の適正化、返済能力の調査、貸金業務取扱主任者の配置など、法の厳格な遵守を求めている。これまで、当事業による成果はあがっており、引き続き、業務の適正化を図るため、当事業を通して、立入検査、指導を適切に行う必要がある。 |

## 事業群：⑥消費者教育の推進

| 評価対象事業件数 | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3件 | 31年度の方向性 | | 1 | | | | | 2 |
| | | | 33% | | | | | 67% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 消費者教育･啓発事業費 | 食品安全･消費生活課 | 各種消費者講座や研修会等の講師として啓発活動･消費者教育を行うなど、消費者の自立支援に努めた。 | 改善 | これまで行ってきた消費者講座や啓発の充実を図るとともに、「第三次長崎県消費者基本計画」に基づき、学校・市町・民間など多様な主体と連携した効果的な消費者教育を引き続き進めていく。 |
| 金融広報生活設計推進費 | 食品安全･消費生活課 | 長崎県金融広報委員会の一員として、市町･関係団体等と連携し、自立･自助を目指した合理的な生活設計の進めや子ども達に健全な金銭感覚や賢い消費者としての基礎能力を身につけさせる金融教育の普及に努めた。 | 現状維持 | 本事業は金融広報中央委員会からの助成金を財源としているが、長崎県金融広報委員会の一員として市町や関係機関と連携しつつ、効果的な広報手段の検討を進め、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に寄与する取組を継続する必要がある。 |

## 施策：（４）災害に強く、命を守る県土強靭化の推進

## 事業群：①総合的な防災、危機管理体制の構築

**評価対象事業件数**

| 8件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4 | | | | | 4 |
| | | | 50% | | | | | 50% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 総合防災情報ネットワークシステム事業費 | 危機管理課 | 平素における防災知識や災害時における緊急情報等を地理情報（GIS）と併せてわかりやすく提供するとともに、関係部局や関係機関の情報を集約させることで一度に情報を集めることができるインターネットホームページを構築することにより、迅速かつ的確に県民に対し情報提供し、関係機関において情報共有するための機能を強化した。 | 改善 | 防災・災害に関する様々な情報を県民へ提供することにより、県民の防災意識の向上、関係機関等との防災体制の強化を図り、安全・安心な長崎県づくりを目指す。<br>総合防災ポータルサイトの普及については、他の情報ツール等を活用した効果的な周知方法を検討していく。 |
| 雲仙岳噴火災害対策事業 | 危機管理課 | 災害発生監視カメラ及び映像ネットワークシステム等を円滑に運用し防災関係機関に火山現象や災害情報を配信した。県民の安全安心確保の向上はもとより関係機関との情報共有が可能となり災害発生時の即応体制を確立する。<br>雲仙岳火山防災協議会を1回、同幹事会を計3回開催し、県関係課、関係3市、警察･消防･自衛隊等救助機関、雲仙復興事務所をはじめとする国の関係機関を交えて雲仙岳火山防災対策についての検討を行った。 | 現状維持 | 平成31年度においても、雲仙岳火山防災計画の策定等、雲仙岳の火山防災対策を引き続き推進する。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 防災ヘリコプター運航事業 | 危機管理課 | ※救助活動事例<br>･平成28年　4月1日　長崎市野母崎沖で負傷者救助<br>･平成28年　7月22日　雲仙国見岳において負傷した外国人の救助<br>その他、山岳･海難事故における捜索活動や急患搬送等を実施した。 | 改善 | 災害時の迅速な情報収集活動、山岳事故における救助活動、山林火災の空中消火などは、防災ヘリ以外での対応は困難である。また、飛行に伴う安全性は絶対であり、適切な運航経費を確保するとともに、安定的かつ継続的な運航体制を確保するための対応を検討していく。 |
| 防災行政無線整備･維持管理事業 | 危機管理課 | ･防災行政無線の整備工事により、各種システム機器の製作、据付、調整をおこない計画通り工事を完了した。<br>･県庁、振興局等、無線中継所に設置する無線設備の定期保守点検を実施した。 | 現状維持 | 防災行政無線は地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的として運用しており、地域防災計画に基づく災害の予防や災害時における応急対策及び復旧活動に際して的確な情報収集・伝達体制の充実強化のために必要であるため維持管理事業は継続する。 |
| 自主防災組織結成推進事業 | 危機管理課 | 自主防災組織の結成促進について各種会議を利用した市町担当者への働きかけを実施。地域の防災の担い手となる人材を育成する防災推進員養成講座を実施した。 | 改善 | 東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年頻繁に発生している豪雨災害などを契機にして防災に関する関心が高まっていることから、市町に対する地域の自主防災組織の結成促進依頼、地域の自主防災リーダーを育成するための防災士アドバイザー派遣制度、県政出前講座などを活用しながら、市町に対する呼びかけだけではなく、県としても積極的かつ継続的な支援を実施していく。 |
| 河川砂防情報システム維持管理費 | 河川課 | 河川水位･雨量･土砂災害危険度情報等の提供を一般住民に行うシステムの維持管理を行った。 | 現状維持 | 災害発生時に県民の生命や財産を守るための防災情報の提供を適切に住民へ提供し、水害での死者数0を目指す。 |
| 砂防情報システム維持管理費 | 砂防課 | 河川水位･雨量･土砂災害危険度情報等の提供を一般住民に行うシステムの維持管理を行った。 | 現状維持 | 災害発生時に県民の生命や財産を守るための防災情報の提供を適切に住民へ提供し、水害での死者数0を目指す。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 災害福祉広域支援ネットワーク事業費 | 福祉保健課 | ･災害時の避難所･福祉避難所等における福祉的支援体制を整えるため、福祉関係団体等へ訪問･説明し、ネットワークへの参加を依頼した。<br>･災害福祉広域支援ネットワークへ支援チーム派遣を要請する市町に対し、担当者会議や市町訪問時に説明を行った。 | 改善 | 行政、福祉関係団体等でネットワークを構築、災害派遣福祉チームの研修を実施することにより、災害時における避難所・福祉避難所等への福祉的支援体制を整える。 |

## 事業群：②各種災害の規模を想定した防災訓練、有事発生時の対応訓練の実施

## 事業群：③原子力防災対策の推進、広域避難対策の推進

**評価対象事業件数**

| 4件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2 | | | | | 2 |
| | | | 50% | | | | | 50% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 一般防災対策事業 | 危機管理課 | 県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携強化、有次即応体制の確立を図るため、総合防災訓練を実施した。 | 改善 | 多様化及び大規模化する昨今の災害を踏まえた上で、災害想定や訓練内容の見直しを図る必要がある |
| 特殊防災対策費 | 危機管理課 | 県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携を図るための石油コンビナート等防災訓練を実施した。 | 改善 | 長崎県石油コンビナート等防災計画の見直しに合わせて、石油コンビナート等総合防災訓練のあり方、訓練内容及び開催時期、頻度等について検討を行うこととする。 |
| 国民保護対策事業費 | 危機管理課 | 国民保護法に基づく、県民の避難、救助、武力攻撃等への対応のための訓練の実施するとともに、国民保護協議会を運営した。 | 現状維持 | 有事の際のあらゆる対策を様々な視点から検証するためには、国民保護法に基づき、危機管理のあり方を平時から備え対応する必要があり、今後も市町と合同で訓練を実施し有事即応体制を構築する必要がある。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 原子力災害対策整備事業 | 危機管理課 | 原子力災害に対処するための防災資機材の整備及び整備済み機器の維持管理を行った。<br>県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携を図るため、原子力防災訓練を実施した。 | 現状維持 | 県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し必要な体制を確立し、万が一の原子力災害に備える必要がある。 |

## 事業群：④消防団を中核とした地域防災力の充実強化

**評価対象事業件数**

| 3件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2 | | | | | 1 |
| | | | 67% | | | | | 33% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 消防団員確保･組織強化事業 | 消防保安室 | ･地域ごとに市町や消防団と協議することで、地域現状の分析及び消防団員確保対策を検討し、具体的な取り組みに繋げる。<br>･昨年締結した県商工会連合会との消防団活動の支援協定に基づき、各市町と各商工会による消防団活動の充実強化に向けた協議を促進するとともに、消防団活動を支援する協力事業所の登録を推進する。<br>･大学生向けの消防団加入を促進する各種セミナーや高校生向けの体験講座、女性消防団員の指導者養成に取組み、若者、女性の団員確保を図る。 | 改善 | 今後、各市町や消防団、事業者団体等と協議し、事業の成果についての分析を踏まえ、より効果的な施策を構築していく。特に「高校生消防団活動体験事業」や「消防団協力事業所登録促進事業（動画作成）」については、事業効果を検証し、内容の見直しや対象地域の拡大を含め検討していく。<br>また、商工会議所やその他の事業者団体との協定締結をさらに進めるとともに協定締結がゴールではなく締結された協定の趣旨が活かされるような施策を検討していく。 |
| 自主防災組織結成推進事業 | 危機管理課 | 自主防災組織の結成促進について各種会議を利用した市町担当者への働きかけを実施。地域の防災の担い手となる人材を育成する防災推進員養成講座を実施した。 | 改善 | 東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年頻繁に発生している豪雨災害などを契機にして防災に関する関心が高まっていることから、市町に対する地域の自主防災組織の結成促進依頼、地域の自主防災リーダーを育成するための防災士アドバイザー派遣制度、県政出前講座などを活用しながら、市町に対する呼びかけだけではなく、県としても積極的かつ継続的な支援を実施していく。 |

## 事業群：⑤地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備など防災対策の推進①

**評価対象事業件数**

| 3件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1 | | | | | 2 |
| | | | 33% | | | | | 67% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 道路災害防除調査費 | 道路維持課 | 長崎県が管理している国･県道において、新たな危険箇所を選定し、災害要因箇所までの選定を行った。 | 改善 | 安定度評価のほかに、新たな評価手法も検討しながら、危険箇所の抽出を今後も継続して行っていく。 |

## 事業群：⑤地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備など防災対策の推進②

**評価対象事業件数**

| 11件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2 | | | | | 9 |
| | | | 18% | | | | | 82% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 河川整備計画総合調査費 | 河川課 | 河川改修事業における国の補助（交付金等）事業採択に向けての調査･設計及び整備計画の策定を行った。 | 改善 | 河川法において、河川管理者はその管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針「河川整備基本方針」を定めておかなければならず、整備を実施する区間については「河川整計画」を定めなければならないとなっている。未策定河川が残っている現状では本事業を継続する必要があるため、公聴会、住民説明会等を前倒しして実施するなど事業着手時期を早めていく。 |
| ダム調査費 | 河川課 | 県管理のダムについて、観測局の通信方法を再構築するため通信設備の実施設計の発注を行った。 | 改善 | ダムを適切に維持管理し、洪水の軽減を図ることにより、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。近年の豪雨災害に対応すべく緊急度が高い箇所で既往洪水検証調査を行なう。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 河川維持修繕費 | 河川課 | 河川管理上、支障をきたしている箇所において、管理施設の修繕や河川敷の掘削、伐木等を行った。 | 現状維持 | 河川においては、現在老朽化対策・維持補修に対して、補助事業メニューが全く整備されていないため、河川を良好、適切に維持管理し、もって県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。 |
| ダム管理費 | 河川課 | 洪水被害の防止を図るため、ダム設備の点検、維持や巡視の委託等、ダムの適切な維持管理を行った。 | 現状維持 | ダムを適切に維持管理し、洪水の軽減を図ることにより、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。 |
| 海岸維持修繕費 | 港湾課 | 海岸保全施設の維持補修工事を行った。 | 現状維持 | 海岸施設を適切に維持管理し、県民の人命・財産を守る安全・安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。 |

## 事業群：⑤地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備など防災対策の推進③

**評価対象事業件数**

| 9件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1 | | | | | 8 |
| | | | 11% | | | | | 89% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| ハザードマップ作成支援システム事業 | 砂防課 | ハザードマップ支援システムを構築することで、土砂災害の発生するおそれがある土砂災害警戒区域において早めの避難が出来るように、市町に対してハザードマップ作成の支援を行なった。 | 改善 | Ｈ３２年度までの土砂災害警戒区域内での死者数０を達成するため、また、土砂法改正に伴う指定前（調査終了後）公表に対応するため、各市町における早期のハザードマップドマップ作成が必要である。これを実現するため、県としては土砂法に基づく基礎調査を進めるとともに、市町に対するシステム説明会や進捗管理を行うことで、ハザードマップ作成を推進する。 |

## 事業群：⑥住宅、建築物の耐震化の推進

**評価対象事業件数**

| 3件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2 | | | | | 1 |
| | | | 67% | | | | | 33% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 長崎県大規模建築物耐震化支援事業 | 建築課 | 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事において、地元市町が所有者に対して実施する補助事業に、県が市町を通じて助成を行う。 | 現状維持 | 連動する国交省の補助の適用期限が、平成30年度までに耐震改修計画に着手したものまでが対象となっているため、個別訪問等により、所有者に対し、早期の耐震化への着手を強く促していく必要がある。 |
| 耐震･安心住まいづくり支援事業 | 建築課 | 地元市町が実施する多数の者が利用する建築物の耐震診断及び緊急輸送路沿いの建築物の耐震診断、耐震改修計画作成に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行う。 | 改善 | 多数の者が利用する建築物については、引き続きこれまでのPRに加え、他事業・行政指導と連携した周知活動を展開していく。 |
| 耐震･安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅） | 住宅課 | 木造住宅の所有者が地元市町の補助事業を活用して耐震診断、耐震改修工事を行う場合、県が市町を通じて助成を行う。平成29年度は21市町を通じて128件耐震補助（診断90件、改修工事38件）を行った。 | 改善 | 県では、今年度から新たな制度に切り換えたが、補助窓口となる市町については既存制度を継続する意向が強いため、新制度の活用による市町負担額の削減や、効率的な戸別訪問方法を説明することにより、新制度（アクションプログラム）採用を市町へ働きかけると共に県民への周知を図る。 |

## 事業群：⑦県庁舎の整備

**※本事業群は平成２９年度に新庁舎の完成・移転を目標としていたが、平成２９年１１月に行政棟、警察棟、議会棟、駐車場棟すべてにおいて完成した。**

## 施策：（５）良好で快適な環境づくりの推進

## 事業群：①汚水処理施設の普及拡大と高度処理の推進

**評価対象事業件数**

| 4件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2 | | | | | 2 |
| | | | 50% | | | | | 50% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 浄化槽設置整備費 | 水環境対策課 | 市町が国の交付金を活用して実施する浄化槽設置整備事業について、19市町へ補助した。 | 現状維持 | さらなる普及促進に向け、引き続き、個人設置型浄化槽の整備を図るとともに、市町村設置型浄化槽の導入に向け、平成30年度から市町を個別訪問し、導入にあたっての諸課題についての解決策の提案を行っている。31年度事業の実施に向けた方向性については、30年度の取り組み結果を踏まえて検討する予定。 |
| 環境監視測定費（水質） | 地域環境課 | 水質測定計画に基づき、県下の45水域95地点(河川37水域38地点、海域8水域57地点)において水質汚濁状況の監視測定を行った。 | 改善 | 水生生物保全環境基準の類型指定のために、水質調査及び水生生物調査を行う。<br>県の事務として公共用水域や地下水について、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握しているが、これまでの測定結果を基に環境審議会において検討し、測定地点や測定頻度等の見直しを行っていく。 |
| 工場監視指導費（水質） | 地域環境課 | 特定施設、指定施設に対し立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等の確認を行った。排水基準適用の工場･事業場に対しては水質検査を実施した。 | 改善 | 一部の工場・事業場で排出基準の違反があっており、排水基準違反を未然に防止するため、過去に違反が認められた工場・事業場を重点的に排出水の基準適合状況を確認していく。 |

## 事業群：②大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善
## ※施　策：（７）人と自然が共生する地域づくり
## 事業群：　④　大村湾周辺地域の里海づくり
## の事業群と統合して評価

**評価対象事業件数**

| 5件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 5 | | | | | |
| | | | 100% | | | | | |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 「いさかん」水辺の保全推進事業 | 地域環境課 | 諫早湾干拓調整池の水辺環境の保全と創造を図るため、諫早湾干拓調整池中央干陸地におけるヨシの刈り取りや利活用に係る基礎調査、環境学習などを実施した。 | 改善 | 次期行動計画の推進を図るため、中央干陸地のヨシの適正管理・活用等の事業について、国や関係機関と連携して取り組む。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大村湾環境総合対策事業 | 地域環境課 | 大村湾の水質を保全するため、大村湾をきれいにする会が事業主体となって実施する大村湾浮遊ゴミ除去対策事業に対する補助を行った。 | 改善 | 次期行動計画に基づく施策を関係機関、沿岸市町と連携して進めていく。また、貧酸素水塊対策等の適用可能な他の方策について関係機関と連携して検討していく。 |
| 諫早湾干拓調整池水辺空間づくり事業 | 地域環境課 | 「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」を推進するため、各種事業の進捗管理や各種イベント等に参加し、水質保全の必要性を説明した。 | 改善 | 次期行動計画策定に基づく施策を関係機関と連携して推進していく。<br>水質改善のための手法の検討については、中央干陸地のヨシの刈り取りや利活用など積極的に提案し、引き続き国と連携して干拓調整池の水質改善策に取り組む。 |
| 希少野生動植物保全事業費 | 自然環境課 | レッドリスト掲載種のモニタリング調査を実施するとともに、保護が必要な野生動植物種の捕獲･採取等を規制する地域指定を行った。 | 改善 | 本県の自然環境を代表する希少な生物種等は、開発などの外圧による生息・生育環境の悪化や環境変化の影響を受けていることから、専門家の現地調査等による状況把握を継続する必要があり、これらの種へ影響を及ぼすおそれのある外来生物等についても早期発見と防除のための生息・生育状況の把握が必要である。外来生物等については予見が極めて困難で、県民においても既往の知識が少ないことから、今後は従前の希少種のモニタリングと併せ外来生物等の情報収集も実施し、作成した普及啓発資料を活用するなどして県民に外来生物等に関する正しい知識を広めていく。 |
| 大村湾環境総合対策事業 | 地域環境課 | 大村湾の水質保全及び環境保全等を推進し、生物の生息場を確保するため、H28.6月末、大村市沿岸に浅場を造成した。また、H30.3より、時津町沿岸にも浅場造成を開始した。 | 改善 | 造成した浅場については、引き続きモニタリングにより検証作業を行う。また、本事業の継続を含め、関係機関と協議のうえ、方針等を決定していく。 |

## 事業群：③ＰＭ２．５等大気汚染物質や漂着ごみ対策等の推進

**評価対象事業件数**

| | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6件 | ３１年度の方向性 | | 2 | | | | | 4 |
| | | | 33% | | | | | 67% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 長崎発東アジアの環境技術発信事業 | 環境政策課 | 中国福建省環境保護庁との備忘録に基づき、交流団を招聘するとともに、職員2人ずつの派遣及び受入を行った。また、福建医科大、福建省CDCとの共同調査に向けた協議を実施した。<br>日韓海峡沿岸8県市道で行った「大気中の揮発性有機化合物調査」の報告書を取りまとめ、公表した。 | 改善 | 今後も、福建省環境保護庁との合意に基づき環境技術交流、行政交流、情報交換を行い、本県の環境技術に対するニーズの把握、県内環境関連企業が有する技術の中国展開を視野にいれた交流を実施する。また、福建医科大学等の研究機関と、双方の環境問題等の改善に向けた共同調査・研究に取り組む。<br>日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業では、1995年以降13件の共同調査を実施し、両地域間の友好増進と相互交流の促進に一定の成果が得られてきたことから、2020年以降の共同事業のあり方の検討も含め、今後の事業方針について韓国側と協議する。 |
| 海岸環境保全対策推進事業 | 廃棄物対策課 | 県内離島や釜山広域市等の高校生やNPOを壱岐市に招聘し、相互理解と発生抑制に関するワークショップを実施した。<br>市町に対し、海岸漂着物の回収･処理及び発生抑制対策を実施するための長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を交付した。また、県管理海岸所管課（漁港漁場課･港湾課）において海岸漂着物の回収･処理を実施した。 | 現状維持 | 引き続き、海岸漂着物の回収・処理や市町・民間団体等と連携した環境教育や啓発活動などの発生抑制対策を実施するとともに、釜山広域市との交流事業の実施状況も踏まえ、韓国における他の自治体との交流拡大について、山口・福岡・佐賀・長崎の各県と韓国の４自治体が個々に取り組んでいた日韓海峡沿岸県市道共同交流事業「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を通じ、各県や韓国側との連携強化等を検討していく。 |
| 工場監視指導費（大気） | 地域環境課 | ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認や維持管理状況等を確認した。 | 現状維持 | 大気汚染防止法では、県の事務として工場・事業場の監視・指導が規定されている。現状において排出基準の違反は確認されていないが、排出基準の遵守状況の確認は必要であることから、引き続き法に基づく監視・指導をより効果的に行っていく。特に、自主測定が義務付けられている規模の大きい工場・事業場を中心に立入検査を行い、排ガスの排出状況を確認する。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大気汚染監視テレメータ運営費 | 地域環境課 | 県民の健康を保護し生活環境を保全するため、県下11箇所の大気環境測定局において大気汚染の常時監視を行った。 | 改善 | 大気汚染防止法では、県の事務として大気環境中の大気汚染状況の常時監視が規定されており、大気環境に係る施策を進めるうえでも環境基準の達成状況や経年変化等を把握することは重要である。また、PM2.5や光化学オキシダントの越境汚染が確認され、県民の健康を保持するためその観測体制の維持が必要なことから、継続して監視を行う必要がある。しかし、長年環境基準を超過していない項目についてはより効率的な調整を行うため、引き続き見直しを検討する。 |

## 施策：（６）低炭素・循環型社会づくりの推進

## 事業群：①節電や省エネルギー等の取組促進

## 事業群：②地域における再生可能エネルギーの導入促進

## 事業群：③気候変動への適応策の検討及び推進

**評価対象事業件数**

| 4件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | 3 | | | | | |
| | | 25% | 75% | | | | | |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 地球温暖化対策推進事業費（排出抑制対策及び適応策） | 環境政策課 | 「長崎県地球温暖化対策実行計画」に掲げる削減目標達成に向け、特に対策が必要な民生部門、運輸部門に係る排出削減対策を推進する。<br>・事業者向け省エネセミナーの開催<br>・工務店向け省エネ改修補助金制度説明会の開催<br>・エコドライブ普及啓発チラシの作成配布<br>・ながさき太陽光倶楽部の運営<br>・適応策の推進 | 改善 | より多くの県民がエコドライブに関する情報を取得できるよう、様々な手法を用いて業務を展開する。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 地球温暖化対策推進事業費（低炭素化への取組） | 環境政策課 | 「長崎県地球温暖化対策実行計画」に掲げる削減目標達成に向け、九州七県と歩調を合わせた家庭での節電活動、環境保全活動等の推進を図る。 | 改善 | 共同事業「九州版炭素マイレージ制度」については、パブリシティーを活用し継続して周知を図っていく。また、検討された手法を基に、より多くの県民の方が参加する「県下一斉ノーマイカーデー運動」をながさき環境県民会議温暖化防止部会を通じて実施する。 |
| 地球温暖化対策推進事業費（普及啓発活動） | 環境政策課 | 「長崎県地球温暖化対策実行計画」に掲げる削減目標達成に向け、民生部門での二酸化炭素排出量を削減するために、住民参加型の普及啓発事業を実施する。<br>・地球温暖化防止活動推進センターへの業務委託<br>・地球温暖化防止活動推進員の支援　等 | 改善 | 推進員の能力を高め、効果的な啓発を行なっていただくためには、啓発活動に結び付く研修が不可欠であり、研修効果がより高まる研修方法や内容について継続して検討を進める。 |
| 県有施設CO2排出削減モデル事業 | 環境政策課 | 県有施設の規模、用途、エネルギー使用状況等を基に、7つの分類分けを行い、各分類ごとに代表施設の改修モデル案を作成した。改修モデルには、省エネ設備、エネルギー管理システムの導入を図り、省エネ効果の検証を基に、他の施設の省エネ改修への波及を図る。 | 拡充 | 地方公共団体実行計画（事務事業編）の目標を達成するためには、県有施設の省エネ改修が必要不可欠であることから、代表的施設7施設も含め改修が予定されている県有施設の管理者へ省エネ設備導入に係る支援制度の紹介と実施を求めていく。 |

## 事業群：④廃棄物の４Ｒと適正処理の推進

| 評価対象事業件数 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
| 8件 | 31年度の方向性 | 2 | 2 | 2 | | | | 2 |
| | | 25% | 25% | 25% | | | | 25% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| ４Ｒ･ゴミゼロ推進事業 | 廃棄物対策課 | 県民･事業者･行政等から構成される「ながさき環境県民会議」等を中心に、ゴミゼロ意識の確立のための県民運動（マイバッグキャンペーンや生ごみ減量化活動）を展開した。 | 改善 | 平成31年度においては、地域の特性や課題に対する効果的なリサイクル手法等を検討するとともに、市町における排出抑制やリサイクル向上のための取組みを支援する。<br>また、生ごみ減量化リーダーの活動促進については、全体交流会や実践研修会を通じて新たなリーダーの育成や、県内市町等との連携強化及び食品ロス削減の啓発等の役割を新たに担うことにより活動の促進を図る。 |
| エコ＆ヘルシーながさき推進事業 | 廃棄物対策課 | 食品ロス削減推進協議会を設置し、県民･事業者･関係団体･行政が連携しながら取り組む効果的な削減対策について協議した。<br>食品ロス削減に向けた取組やアイデアの紹介、協力店検索システム等を備えたホームページを開設した。 | 改善 | 平成31年度においても、食品ロス削減対策をより推進するため、食品ロス削減推進協議会やガイドラインを活用し、フードバンク事業者への協力企業の掘起し等、フードバンク事業の定着・取組拡大を図っていく。 |
| 資源循環による環境と産業の効果波及促進事業費 | 地域環境課 | バイオガス発電に伴い排出される消化液を用いた、農作物の育成試験を行う。<br>バイオガス発電に係る協議会を設置し、農業者や食品事業者などの関係者と行政が連携しながら、液肥の利用を含むバイオガス発電の方向性について協議する。 | 拡充 | 平成31年度においては、県内の畜産農家や耕種農家を対象とした説明会を開催し、バイオガス事業への参加希望者を掘り起こすことにより、再生可能エネルギー資源循環システムにおける資源の入口と出口部分を確保し、システムを構築するための普及策に関する計画を策定する。 |
| 産業廃棄物審査･監視指導事業 | 廃棄物対策課 | 職員及び廃棄物適正処理推進指導員による産業廃棄物処理業者等への立入検査を行った。<br>処理業者及び排出事業者への研修会を開催した。 | 統合 | 適切な産業廃棄物処理を推進するため、審査に係る事務処理の効率化を図りつつ、必要な審査・監視指導体制は維持していく。<br>産業廃棄物処理業者の資質向上を図り、優良認定業者の更なる増加を目指す。<br>産業廃棄物の適正処理推進のためには、排出事業者を含めた一体的な取組が必要であるため、廃棄物不適正処理対策事業と一本化し、総合的な対策を進める。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業 | 廃棄物対策課 | PCB廃棄物等の適正保管と適正処理を図るため、保管事業者等に対する立入調査を実施した。また、PCB廃棄物に係る説明会の開催など、今後課題となる安定器の掘り起こし調査等について周知に努めた。 | 拡充 | 平成31年度においては、平成30年度調査（1次調査）で未回答だった事業者に対し、追加調査（フォロー調査）を実施する。 |
| 廃棄物不適正処理対策事業 | 廃棄物対策課 | 市町、関係機関、団体と協働し、不法投棄監視パトロールを実施した。<br>不法投棄ホットラインにより、県内の不適正処理情報に対応した。 | 統合 | 引き続き、定期的な立入検査や不法投棄等監視パトロールにより、不適正処理・不法投棄の未然防止、早期発見を図る。また、産業廃棄物適正処理推進指導員の所属ごとの配置数については、他県の状況等を参考に平成30年度からの3年をめどに最適化を進める。<br>産業廃棄物の適正処理推進のためには、排出事業者を含めた一体的な取組が必要であるため、廃棄物不適正処理対策事業と一本化し、総合的な対策を進める。 |

## 施策：（７）人と自然が共生する地域づくり

## 事業群：①多様な主体による長崎の生物多様性の保全

## 事業群：②野生鳥獣と共存した地域づくりの推進

**評価対象事業件数**

| 6件 | 31年度の方向性 | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | 1 | | | | | 4 |
| | | 17% | 17% | | | | | 66% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 鳥獣保護費 | 自然環境課 | 鳥獣保護区の設定･管理、ガンカモ調査及び鳥インフルエンザ対策の実施、対馬野生生物センターにおける展示解説及び小中学生を対象とした講演会や県央地区で探鳥会を実施した。 | 現状維持 | 本県を特徴付ける生物種や生態系の保全には、広域的な鳥獣保護区の設定や維持が不可欠であり、地域社会への影響が大きい鳥インフルエンザ対策も極めて必要性が高い。併せて生物多様性保全には県民や将来を担う子供達への普及啓発が必要であり、今後も継続が必要である。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 希少野生動植物保全事業費 | 自然環境課 | レッドリスト掲載種のモニタリング調査を実施するとともに、保護が必要な野生動植物種の捕獲･採取等を規制する地域指定を行った。 | 改善 | 本県の自然環境を代表する希少な生物種等は、開発などの外圧による生息・生育環境の悪化や環境変化の影響を受けていることから、専門家の現地調査等による状況把握を継続する必要があり、これらの種へ影響を及ぼすおそれのある外来生物等についても早期発見と防除のための生息・生育状況の把握が必要である。外来生物等については予見が極めて困難で、県民においても既往の知識が少ないことから、今後は従前の希少種のモニタリングと併せ外来生物等の情報収集も実施し、作成した普及啓発資料を活用するなどして県民に外来生物等に関する正しい知識を広めていく。 |
| 負傷鳥獣救護活動強化事業費 | 自然環境課 | 一般県民等から救護要請のあった負傷鳥獣を救護し、自然復帰を図った。 | 現状維持 | 一般県民等からの救護要請は引き続き多く、その救護には専門的な技術と経験が不可欠である。また、今後も人間活動との軋轢による野生鳥獣の負傷もあることから、救護活動の継続が必要である。 |
| 自然観光資源回復事業 | 自然環境課 | 生態系被害の防止を図るため、壱岐対馬国定公園対馬地区棹崎公園周辺において、ニホンジカの捕獲（わな猟、銃猟）を実施した。 | 拡充 | 対馬におけるシカの捕獲については、これまで捕獲が行われてれておらず、希少植物の食害や希少動物の生息環境に影響が生じていた地域で取組を行っており、被害が許容できる範囲になるまで捕獲を行っていく必要がある。さらに、今後、希少野生動植物の生息・生育地においてシカの被害を防ぐため、国の制度等を活用した柵の設置等を検討していく。 |

## 事業群：③豊かな自然とふれあえる、人にやさしい公園施設づくり

**評価対象事業件数**

| | | 拡充 | 改善 | 統合 | 縮小 | 廃止 | 終了 | 現状維持 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9件 | 31年度の方向性 | | 1 | | | | | 8 |
| | | | 11% | | | | | 89% |

| 主な評価対象事業 | 事業所管 | 事業内容（事業の実施状況） | 見直し区分 | 見直しの方向 |
|---|---|---|---|---|
| 自然公園計画検討費 | 自然環境課 | 壱岐対馬国定公園において、利用計画の見直しの必要性について関係市と調整を行った。 | 現状維持 | 国定公園・県立自然公園は、自然公園としての資質を維持するために保護と利用を計画的に実施する必要があり、今後も本事業を継続し定期的に区域内外の自然環境の変化や区域線の明確化、利用形態の変化等を検討していく必要がある。 |
| 自然公園施設補修費 | 自然環境課 | 既設の自然公園施設について、安全かつ快適な利用を図るため、維持補修を実施した。 | 現状維持 | 老朽化した施設の損傷や不具合により利用者の安全性が損なわれることがないよう、今後も本事業を継続する必要がある。 |
| 緑といきもの賑わい事業 | 自然環境課 | 長崎県生物多様性保全戦略に基づいた各種保全対策を推進するため、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖等に民間団体等とともに取り組んだ。 | 現状維持 | 豊かな生活空間確保・地球温暖化防止のための緑化事業及び生物多様性の保全は今後益々重要な環境問題であり、今後も本事業を継続する必要がある。 |
| 島原半島満喫プロジェクト推進事業 | 自然環境課 | 国立公園「雲仙」やユネスコ世界ジオパーク等の島原半島が有する豊かな自然観光資源を活用し、関係機関と連携を図りながら、インバウンド対策等を進め、島原半島地域の活性化を図る。 | 改善 | 引き続き、環境省が進める国立公園満喫プロジェクトの活用を図っていくとともに、関係機関の連携を強化し、30年度に取り組んだコンテンツや多言語解説整備支援事業の成果を活かしながら受け入れ環境の整備等を実施し、当事業の具体的取組を推進する。 |

**事業群：④大村湾周辺地域の里海づくり**
**※施　策：（５）良好で快適な環境づくりの推進**
**事業群：　②　大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善**
**の事業群と統合して評価（調書は９－（５）－②で記載）**